

農業委員会定例会 3月

1. 開催日時 令和6年3月19日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 職務代理、2番委員、5番委員、6番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第4号 非農地証明願承認について

議案第5号 農地改良に係る届出について

議案第6号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	(会長あいさつ) 本日の議事録署名人ですが、10番委員、12番委員にお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
	1番は、■在住の■所有の ■畠 550 m ² ■畠 19 m ² の計2筆569 m ² について、 ■の■が譲り受け、申請地では■を栽培する 計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、欠席しております。事務局から何かありますか。
事務局	図面見ていたくとですね■に関しては■を、■ ■です。■が、周辺の農地も一括で■ ■に買っていただくという形で、■にはお話ができ とったみたいです。今回■ので、それに合わせて今度畠の方も申請したということでございます。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、■在住の■所有の

	<p>[REDACTED] 畑 191 m² について</p> <p>[REDACTED] の [REDACTED] が譲り受け、申請地では [REDACTED] を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p>
議長	<p>この案件は私の地区でございまして、今日、朝からちょっと覗きに行きました、ちょっとここにもありますように、非常に、[REDACTED] のためという、場所は大体わかったんですが、今回申請が出ております。</p> <p>昨日、[REDACTED] にお会いに行ったんですが、ちょっとお会いできなかつたんですが、事務局とも相談してこれについてはもうそういう流れでございまして、[REDACTED]、問題ないというようなことで、ご報告をさしていただきます。この件について意見はありますか。</p>
委員一同	審議する。
議長	<p>審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>次に、議案第2号（農地法第4条の規定による許可申請）と議案第3号（農地法第5条の規定による許可申請）について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号は、[REDACTED] の [REDACTED] 所有の [REDACTED] 畑 625 m² について</p> <p>[REDACTED] を建築するための転用申請となっています。</p> <p>[REDACTED] は、生まれ故郷である地元で住居を構えたいことから、現在住んでいる住宅を [REDACTED] に譲り、本申請地に [REDACTED] を建築することとしています。また、併せて、住宅を利用する土地の余った部分を近隣で営んでいる [REDACTED] として整備することとしています。</p> <p>転用に係る造成については、北側と東側に 0.5m のコンクリート壁を設置し、住居部分と駐車場部分の境界にも同様にコンクリート壁を設置する予定です。駐車場部分に関しては、0.2m程度碎石を敷く予定です。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については、合併浄化槽を設置し、いずれも北側の海へ排水する計画となっています。</p> <p>申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等において特に</p>

	<p>問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。</p> <p>議案第3号は、■在住の■所有の ■畠 377m²について ■の■が、■ ■と併せて、■として利用するための転用申請となっています。</p> <p>■は、主に介護事業を営んでおりますが、本申請地を含む土地でカフェ及び宿泊施設を建設しており、本申請地は、■として利用しています。施設を令和2年に増築した際に■を建築し、■として利用しておりますので、無断転用であり、始末書の提出も受けています。</p> <p>転用に係る造成については、北側に0.5m程度のコンクリート擁壁、駐車場部分には、花崗土を0.3mの盛土を既に行っております。また、碓井については、ため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも建物北側の排水路へ排水しています。</p> <p>申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、欠席しております。事務局から何かありますか。
事務局	もともとの相談を受けたのは、■というところで、まずご相談があったんですけども、■が畠であるんですけども■として使っているということで無断転用ということがわかりましたので、それを解消しない限り、■の許可も出ませんよということで、県に確認したら、同時に申請しても構いませんよということで、今回、4条と5条で合わせて申請する形に至りました。 地元委員さんからは■からも話を聞きましてよろしくお願ひしますということで、特に問題のあるものはないお伺いしております。
議長	この件について意見はありますか。

委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第4号は、■在住の■所有の ■畠 35 m ² について 長年に渡り耕作放棄状態が続き、自然潰瘍したため農地として復旧することが困難となったものです。自然潰瘍し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。
議長	地元委員さん、欠席しております。事務局から何かありますか。
事務局	航空写真を見てもらうと、元々この間の道ができるときに、■と分筆をして残った残地が、■だそうです。もう、もう残地でもう利用価値もなくそのままほったらかしなので地元委員さん問題ないと聞いております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第5号（農地改良に係る届出）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号は、■在住の■所有の ■畠 860 m ² ■畠 390 m ² ■畠 471 m ²

	<p>の計3筆1,721m²について 高さ最大0.4メートルの盛土を自ら実施する計画です。 農地改良に係る造成は、花崗土を選別した小石で0.4メートルほど盛土を行い、盛土端部は1:2の緩勾配の法面にして土砂の流出を防止する計画となっています。</p> <p>客土後は[REDACTED]を栽培することとしており、農地改良にあたって隣接農地関係者の同意も得ています。</p>
議長	地元委員さん、欠席しております。事務局から何かありますか。
事務局	国道から見える[REDACTED]の近くでなんですかでも、すでにもう[REDACTED]も植わっていて、もう農地改良済みなんですかでも後追いで申請をしてくださいとこちらの方から、ご指示を出して今回出ました。すでにもう改良済みなので問題ないとおっしゃっております
議長	この件について意見はありますか。
4番委員	土を入れるときは必ず申請しなくてはいけないんですか。
事務局	工期や広さなどによって町農業委員会への届出のみか県の許可がいるかが変わってくるので、相談を受けた場合は農業委員会へ聞きに行くようお願いしてもらえばと思います。
4番委員	分かりました。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第6号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の[REDACTED]田 953m ²

	<p>について [REDACTED] の [REDACTED] が、引き続き借り受けるものです。</p> <p>申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は2年間の賃貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、欠席しております。事務局から何かありますか。
事務局	[REDACTED] が引き続き借りるので問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
秋長会長	審議の結果を述べる。ご異議がないようござりますので、申請のとおりとします。
事務局	2番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] 所有の [REDACTED] 畑 147 m ² について [REDACTED] の [REDACTED] が、新たに借り受けるものです。
議長	地元委員さん、欠席しております。事務局から何かありますか。
事務局	この [REDACTED] の土地の、[REDACTED] が農地を所有して畠を持っていま す。[REDACTED] を植えているんですけども、国道沿いが一部買収されると いうことで、その部分を [REDACTED] ところで、植えたいということで申請

	が上がったとお伺いしております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第6号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 田 853 m ² について[REDACTED]の[REDACTED]が引き続き借り受けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
秋長会長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3番委員	継続でございますので問題ありません。
秋長会長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
秋長会長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第6号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番から6番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 田 853 m ² について、

	5番は、[■]在住の[■]所有の [■] 田 1,245 m ² について、 6番は、[■]在住の[■]所有の [■] 田 510 m ² [■] 田 798 m ² の計2筆 1,308 m ² について[■]の[■]が、新たに借り受けるものです。 申請地では、[■]を栽培する計画で、期間は3年間の4番と6番は賃貸借、5番は使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
7番委員	[■]が作られるあつたところは、以前この[■]が作られて、もうやめるということで、一応相談受けてたんですけど、[■]に作つたらとあっせんしていたんです。[■]が今回しようかというので、今度、そのまま継続で作ってくれるということになってますから問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第6号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	7番は、[■]在住の[■]所有の [■] 田 1,458 m ² について[■]の[■]が引き続き借り受けるものです。 申請地では、[■]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となつ

	<p>ています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
9番委員	今日見に行つたんですけど、これ10年、契約の継続になつたんで、[REDACTED]を植えてきちんとしております。10年の契約なので[REDACTED]が高齢で大丈夫かなあいう感じやつたんやけど問題ないと思うんです。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
秋長会長	<p>審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>次に、議案第6号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>8番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 畑 211m² [REDACTED] 畑 404m² の計2筆615m²について</p> <p>(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]に貸し付けるものです。</p> <p>申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	すでにもう[REDACTED]が植えられてまして、前、[REDACTED]が作つとったとこ

	ろから、今回 [REDACTED] に作ってもらうことでなってますので、その前、周りもいっぱい作られてますので、何ら問題ないかと思います。																																		
議長	この件について意見はありますか。																																		
委員一同	審議する。																																		
秋長会長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第6号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番について、事務局から説明をお願いします。																																		
事務局	<p>9番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] 所有の</p> <table> <tbody> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 588 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 708 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 269 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 228 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 385 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 208 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 693 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 372 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 194 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 712 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 7.22 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 604 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 529 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 538 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 925 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 468 m²</td></tr> <tr><td>[REDACTED]</td><td>畠 563 m²</td></tr> </tbody> </table> <p>の計 17 筆 7,991.22 m²について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である [REDACTED] の [REDACTED] に貸し付ける</p>	[REDACTED]	畠 588 m ²	[REDACTED]	畠 708 m ²	[REDACTED]	畠 269 m ²	[REDACTED]	畠 228 m ²	[REDACTED]	畠 385 m ²	[REDACTED]	畠 208 m ²	[REDACTED]	畠 693 m ²	[REDACTED]	畠 372 m ²	[REDACTED]	畠 194 m ²	[REDACTED]	畠 712 m ²	[REDACTED]	畠 7.22 m ²	[REDACTED]	畠 604 m ²	[REDACTED]	畠 529 m ²	[REDACTED]	畠 538 m ²	[REDACTED]	畠 925 m ²	[REDACTED]	畠 468 m ²	[REDACTED]	畠 563 m ²
[REDACTED]	畠 588 m ²																																		
[REDACTED]	畠 708 m ²																																		
[REDACTED]	畠 269 m ²																																		
[REDACTED]	畠 228 m ²																																		
[REDACTED]	畠 385 m ²																																		
[REDACTED]	畠 208 m ²																																		
[REDACTED]	畠 693 m ²																																		
[REDACTED]	畠 372 m ²																																		
[REDACTED]	畠 194 m ²																																		
[REDACTED]	畠 712 m ²																																		
[REDACTED]	畠 7.22 m ²																																		
[REDACTED]	畠 604 m ²																																		
[REDACTED]	畠 529 m ²																																		
[REDACTED]	畠 538 m ²																																		
[REDACTED]	畠 925 m ²																																		
[REDACTED]	畠 468 m ²																																		
[REDACTED]	畠 563 m ²																																		

	<p>ものです。</p> <p>申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっていきます。</p> <p>本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、欠席しております。事務局から何かありますか。
事務局	[REDACTED]沿いなんんですけど、通りましたら[REDACTED]と書いておりまして[REDACTED]が[REDACTED]を作つてました。今回また、同じ会社の[REDACTED]が借り受けるということで、地元委員さんも問題ないとおっしゃつてます。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようござりますので、申請のとおりとします。 次に、議案第6号（農用地利用集積計画（利用権設定））の10番について、私の関係する案件になりますので議長を一時、事務局長にお預けして退席させていただきます。事務局長よろしくお願ひします。
【議長退席】	
事務局長	議長の案件の審議となりますので一時議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。 それでは、本件について事務局から説明をお願いします。
事務局	10番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 畑 659 m ² [REDACTED] 畑 369 m ² の計2筆1,028 m ² について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借

	<p>入希望者である [REDACTED] の [REDACTED] に貸し付ける ものです。</p> <p>申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となって います。</p> <p>本賃借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たし ているものと判断しています。</p>
事務局	<p>[REDACTED] の方にお聞きして私も現地に行ったんですけれども、[REDACTED] のご兄弟さんが管理してたのですが、[REDACTED] も [REDACTED] おりまして、管 理が厳しいということで、[REDACTED] に声をかけたということ で、[REDACTED] を植えるという話になったようですね、もうもう綺麗にして おりますので、問題なくすぐにおりるかなと思ひます。</p>
事務局長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>審議する。</p>
事務局長	<p>審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり とします。</p>
	<p>【議長着席】</p>
事務局長	<p>議長、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 議長の方を議長にお返しします。</p>
議長	<p>議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。 ちょうど、職務代理者さん今日休んでおります。 私の方で、閉会の挨拶をさせていただいたと思ひます。 非常にスムーズなご審議を皆さん方、ありがとうございました。 またちょっと体調が崩れています。皆さん方もかなり気をつけていただきたいと思ひます。</p>
	閉　　会　　午後 2 時 00 分

議長 会長

議事録署名人 10番

議事録署名人 12番